

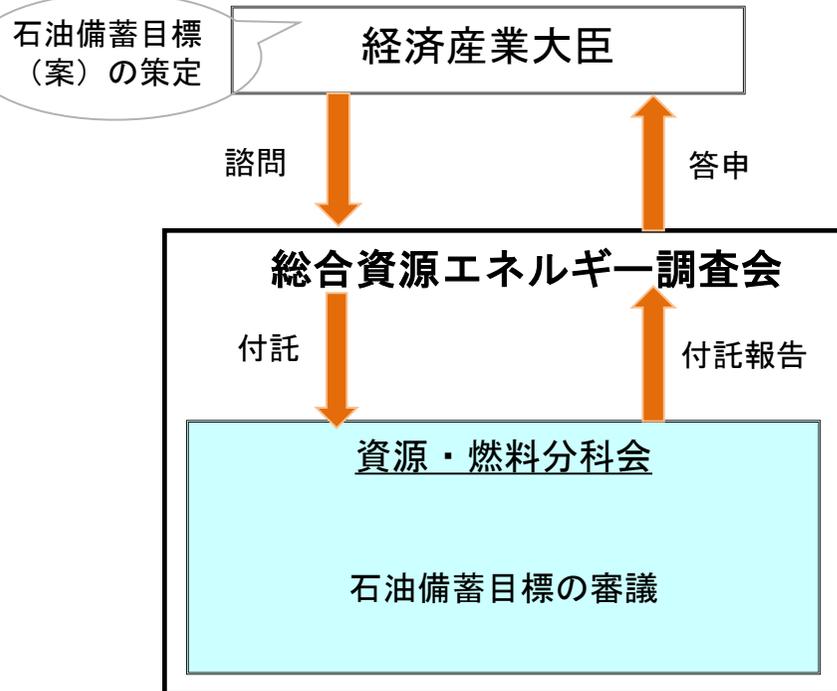
平成27年度から31年度までの 石油備蓄目標について (案)

平成28年2月
資源エネルギー庁

1. 石油備蓄目標とは

- 石油備蓄法第4条に基づき、経済産業大臣が、毎年度、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、当該年度以降 **5年間の石油及び石油ガスの備蓄目標**を定めるもの。
- 定める事項は、①備蓄の数量と②新たに設置すべき貯蔵施設の数量。
- 昨年度は9月に告示実施。今年度は、7月の資源・燃料分科会における報告書とりまとめを受けて目標案を作成。

石油備蓄目標の策定の流れ



■石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和50年法律第38号)

- 第4条 経済産業大臣は、毎年度、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、経済産業省令で定めるところにより、当該年度以降の五年間についての石油の備蓄の目標(以下「石油備蓄目標」という。)を定めなければならない。
- 2 石油備蓄目標に定める事項は、石油(石油ガスを除く。)及び石油ガスについて、それぞれ次のとおりとする。
 - 一 備蓄の数量に関する事項
 - 二 新たに設置すべき貯蔵施設に関する事項
 - 3 経済産業大臣は、石油の需給事情その他の経済事情の著しい変動のため特に必要があると認めるときは、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、石油備蓄目標を変更するものとする。
 - 4 経済産業大臣は、石油備蓄目標を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

2-1. 我が国の石油備蓄の現状

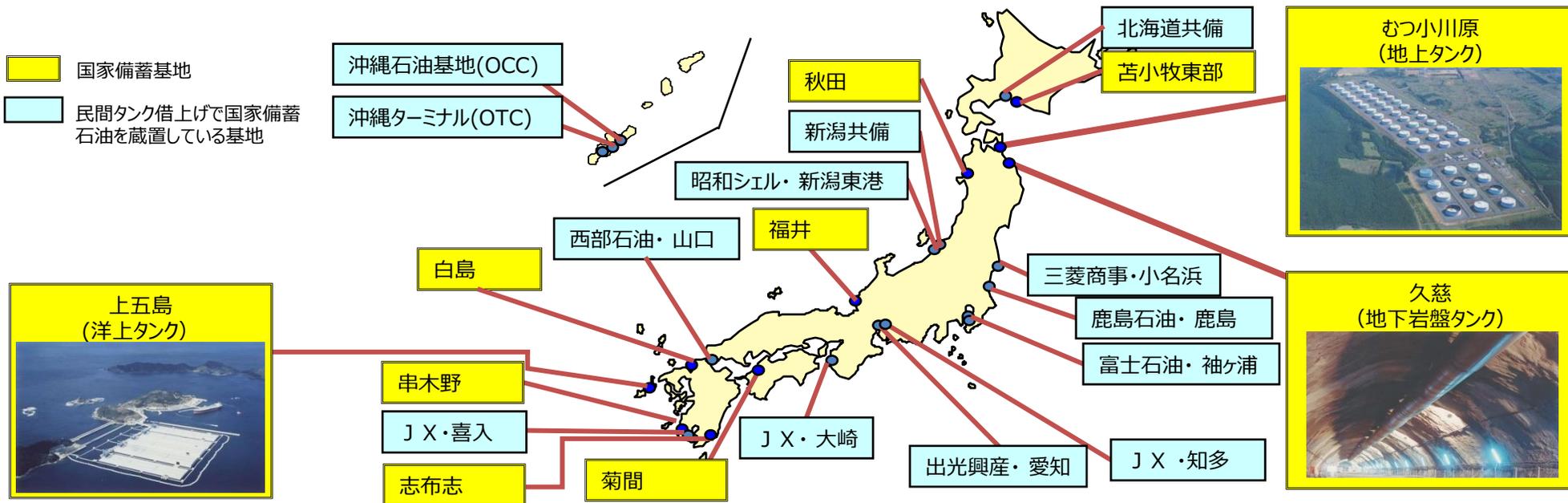
- 我が国の石油備蓄は、①国が保有する「**国家備蓄**」、②石油備蓄法に基づき石油精製業者等が義務として保有する「**民間備蓄**」、③UAE（アラブ首長国連邦）とサウジアラビアとの間で2009年以降開始した「**産油国共同備蓄**」で構成される。

- ・国家備蓄：原油4,795万kl・製品 138万kl（IEA基準：97日分）
- ・民間備蓄：原油1,720万kl・製品1,873万kl（IEA基準：74日分）
- ・産油国共同備蓄（※）：原油120万kl（IEA基準：2日分）

（平成27年11月末時点）

（参考）我が国の国家備蓄石油の蔵置場所（原油）

国家備蓄原油は、10箇所の国家石油備蓄基地に蔵置するほか、借上げた民間石油タンク（製油所等）にも蔵置。



（※）産油国共同備蓄：我が国のタンクにおいて産油国国営石油会社が保有する在庫であり、危機時には我が国企業が優先供給を受けることが保証されたもの。エネルギー基本計画（平成26（2014）年閣議決定）において「第3の備蓄」と位置付けられている。

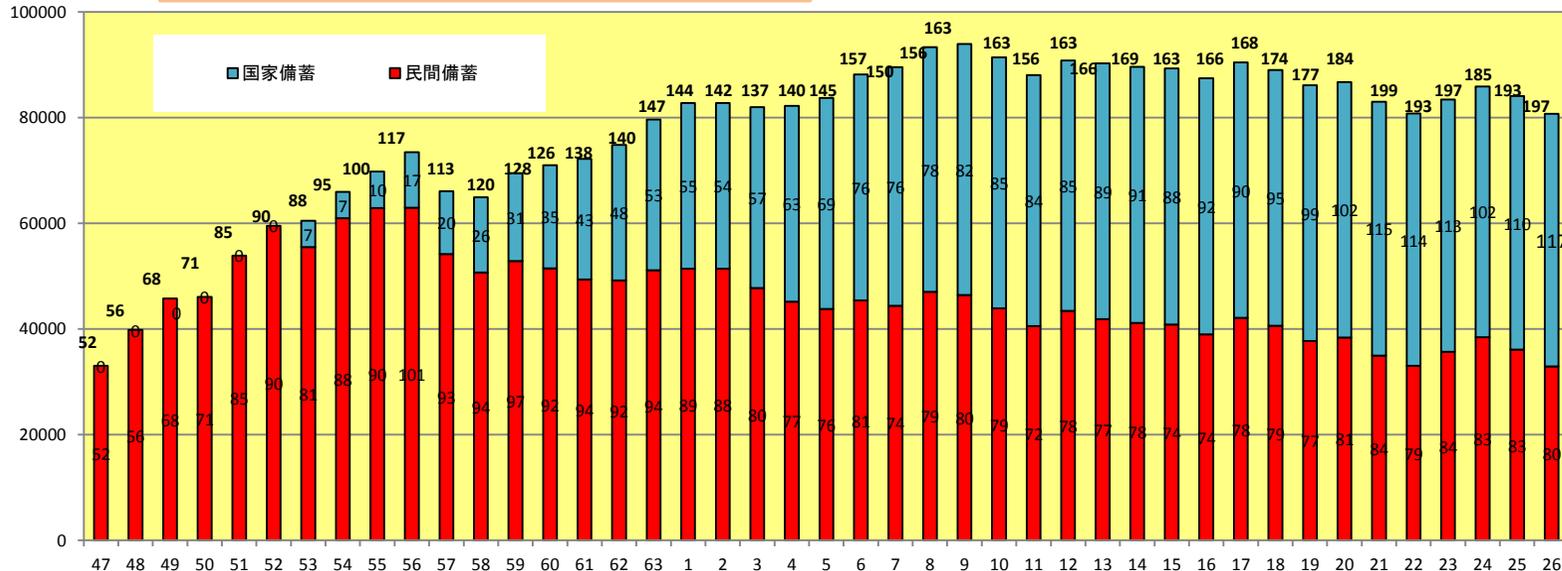
2-2. 我が国の石油備蓄の歴史

- 昭和47（1972）年：経済協力開発機構（OECD）の備蓄増強勧告を受けて、行政指導に基づく民間備蓄を開始（60日備蓄増強計画）。
- 昭和49（1974）年：オイルショックを契機として、90日備蓄増強計画を策定。国際的には同年にIEA設立及びIEAによる備蓄制度開始。
- 昭和50（1975）年：石油備蓄法を制定し、民間備蓄を法的義務化（90日）。
- 昭和53（1978）年：審議会報告において、90日を超える分については国家備蓄を検討することとされ、国家備蓄を開始。
- 昭和62（1987）年：審議会報告において、国がIEA義務90日相当である5,000万KLを保有することとされ、民間備蓄は備蓄義務を90日から70日まで軽減することが適当とされた。
- 平成5（1993）年：民間備蓄は70日まで縮減。以降、同水準を維持。
平成10（1998）年：国家備蓄は5,000万klを達成。以降、同水準を維持。

千kl

国家備蓄と民間備蓄の量的推移

<参考> 産油国共同備蓄は、平成21（2009）年より事業開始しており、概ね3日程度分を維持。



※国家備蓄、民間備蓄ともに製品換算後ベース。グラフ中の数字は日数（備蓄法基準）

※民間備蓄量は、民間備蓄義務量＋民間在庫量の合計

（年度：和暦）

2-3. 石油備蓄を巡る昨今の情勢①

- 我が国の石油製品需要見通しは、今後5年間で8.3%減少。

石油製品需要見通し

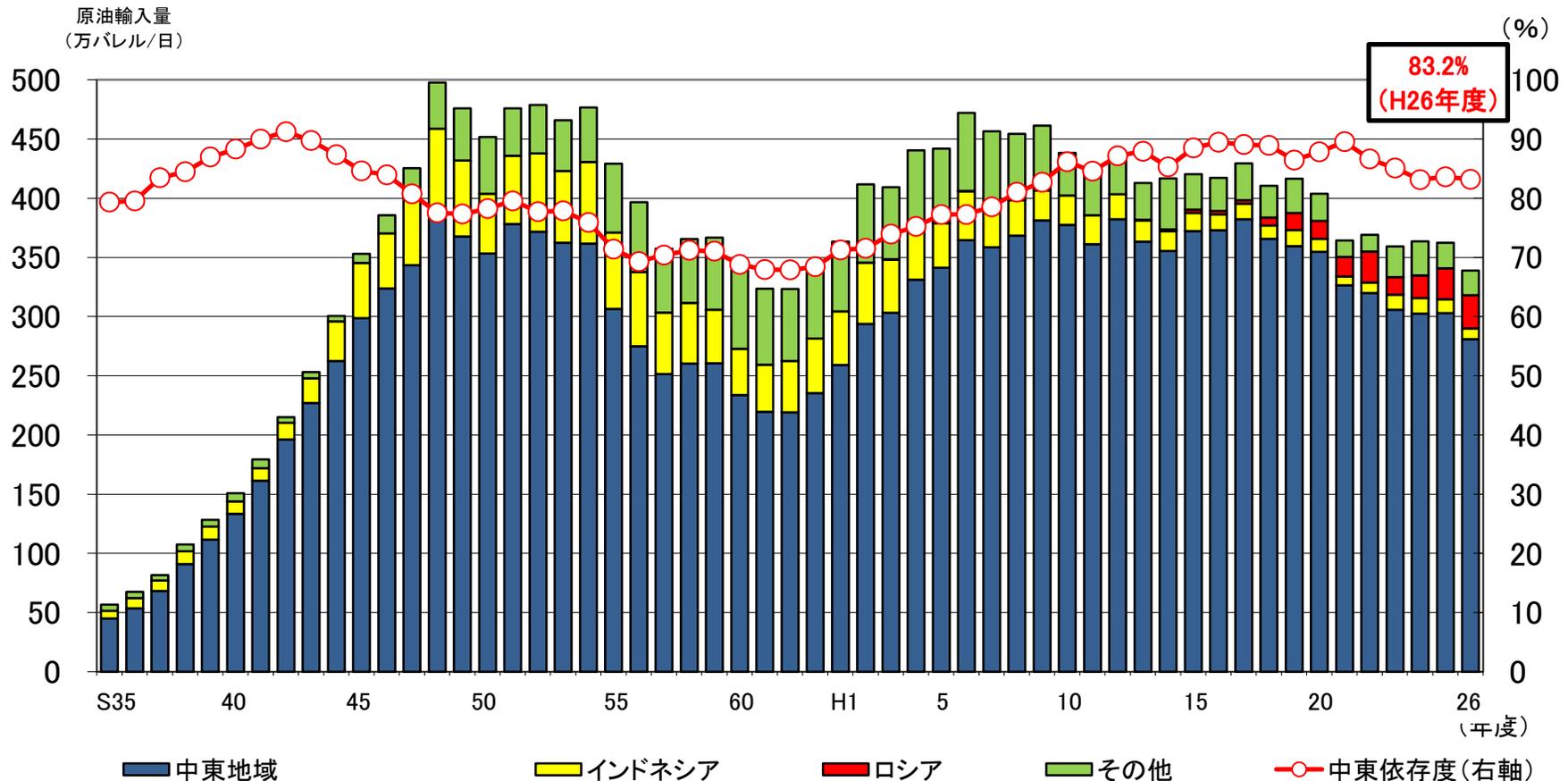
	実績見込	見通し					年率	全体
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	H26/H31	H26/H31
ガソリン	53,022 —	53,187 +0.3%	51,823 ▲2.6%	50,678 ▲2.2%	49,458 ▲2.4%	48,310 ▲2.3%	▲1.8%	▲8.9%
ジェット燃料油	5,171 —	5,152 ▲0.4%	5,123 ▲0.6%	5,062 ▲1.2%	5,061 ▲0.0%	5,046 ▲0.3%	▲0.5%	▲2.4%
灯油	16,849 —	16,534 ▲1.9%	15,934 ▲3.6%	14,913 ▲6.4%	14,422 ▲3.3%	13,766 ▲4.5%	▲4.0%	▲18.3%
軽油	33,550 —	33,780 +0.7%	33,761 ▲0.1%	33,571 ▲0.6%	33,564 ▲0.0%	33,532 ▲0.1%	▲0.0%	▲0.1%
A重油	12,359 —	11,885 ▲3.8%	11,372 ▲4.3%	10,816 ▲4.9%	10,400 ▲3.8%	9,960 ▲4.2%	▲4.2%	▲19.4%
一般用B・C重油	7,008 —	6,520 ▲7.0%	6,132 ▲6.0%	5,747 ▲6.3%	5,479 ▲4.7%	5,236 ▲4.4%	▲5.7%	▲25.3%
電力用C重油	10,960 —	10,960 ±0%	10,960 ±0%	10,960 ±0%	10,960 ±0%	10,960 ±0%	±0%	±0%
電力用原油	6,794 —	6,794 ±0%	6,794 ±0%	6,794 ±0%	6,794 ±0%	6,794 ±0%	±0%	±0%
備蓄対象の燃料油計 (製品換算)	145,373 —	144,472 ▲0.6%	141,559 ▲2.0%	138,201 ▲2.4%	135,798 ▲1.7%	133,264 ▲1.9%	▲1.7%	▲8.3%

※「平成27年度～平成31年度石油製品需要見通し【燃料油編】」(総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会石油・天然ガス小委員会石油市場動向調査ワーキンググループ資料)及び「平成27～31年度石油製品需要見通し」(平成27年4月 燃料油需要想定検討会)より引用。

2-4. 石油備蓄を巡る昨今の情勢②

- 我が国の中東依存度は83.2%であり、中東情勢の不安定化等による油価の乱高下など不確実性が高い。

原油の輸入量と中東依存度



2-5. 今年度以降5年間の石油備蓄目標の考え方

(1) 目標設定の基本方針

- 国内における石油製品需要は減少が見込まれている一方で、我が国の石油輸入における**中東依存度の高さや供給途絶リスク**を踏まえれば、**万全の備えを維持**していくべき。今後も有事における国民生活を支えるため、**現状の石油備蓄水準を維持**していくべき。

(2) 目標設定の前提

【民間備蓄】

- 石油備蓄法令により、石油精製業者等の基準備蓄量の合計は、**我が国の石油の消費量の70日分**と定められている。

【国家備蓄（及び産油国共同備蓄）】

- これまで備蓄目標上、国家備蓄は約5000万klの数量を維持してきたが、資源・燃料分科会において、数量ベースではなく日数ベースを備蓄水準とする考え方が示されたところ。

平成27（2015）年7月 総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会 報告書

「我が国は、国家備蓄・民間備蓄・産油国共同備蓄全体として、今後も I E A が加盟国に求めている90日分の保有義務を十分に超える石油備蓄量を維持していくべきである。このとき、前述のように「産油国共同備蓄」の1 / 2 相当量が準国家備蓄であると考え、『**国家備蓄**』と『**産油国共同備蓄の1 / 2**』を合計して『**90日分程度**』の量を確保することとすべきである。」

2-6. 平成27年度～31年度の石油備蓄目標（案）

①備蓄の数量

民間備蓄：消費量の70日分に相当する量。

国家備蓄：産油国共同備蓄の2分の1と合わせて輸入量の90日分程度に相当する量。

②新たに設置すべき貯蔵施設の数量

なし

3-1. 我が国のLPガス備蓄の現状

- 我が国のLPガス備蓄は、①国が保有する「**国家備蓄**」と、②石油備蓄法に基づきLPガス輸入事業者が義務として保有する「**民間備蓄**」で構成される。

- ・国家備蓄：103.8万トン（36日分）
- ・民間備蓄：193.2万トン（67日分）

（平成27年11月末時点）

（参考）我が国の国家備蓄LPガスの蔵置場所



七尾（石川県）
施設容量 25万ト
備蓄方式 地上低温



七尾基地

倉敷（岡山県）
施設容量 40万ト
備蓄方式 地下常温



波方基地

（上：地上設備、
下：地下岩盤貯槽）

福島（長崎県）
施設容量 20万ト
備蓄方式 地上低温

地上

地下

波方（愛媛県）
施設容量 45万ト
備蓄方式 地下常温

地下

神栖（茨城県）
施設容量 20万ト
備蓄方式 地上低温

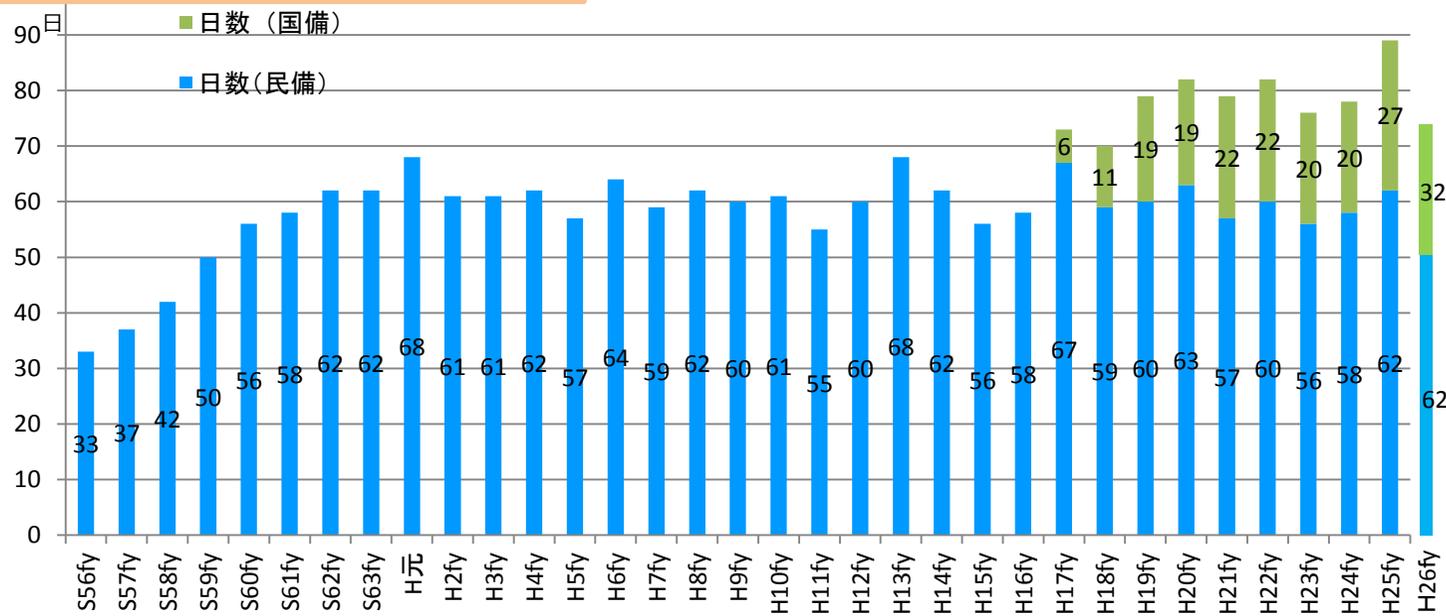
地上

地上

3-2. 我が国のLPガス備蓄の歴史

- 昭和56（1981）年：昭和52年のサウジアラビアのプラント事故による輸入量激減等を踏まえ、審議会報告を受けて、石油備蓄法を改正しLPガス輸入業者に民間備蓄義務を開始。
- 平成元（1989）年（昭和63（1988）年度末）：現行の50日備蓄が達成。
- 平成4（1992）年：平成3年の湾岸戦争による輸入の一時中断等を踏まえた審議会報告を受けて、輸入量40日相当の150万トンのLPガス国家備蓄の目標を策定。
- 平成17（2005）年：国家備蓄基地（地上3基地）の完成。ガス購入開始。
- 平成25（2013）年：国家備蓄基地（地下2基地）の完成。ガス購入開始。
- 国家備蓄は平成29（2017）年度末までに150万tの蔵置を目指し、地下2基地においてガス購入中。民間備蓄は昭和63（1988）年度末に50日備蓄を達成以降、同水準を維持。

国家備蓄と民間備蓄の量的推移



※国家備蓄、民間備蓄とともにグラフ中の数字は日数（備蓄法基準）

※民間備蓄量は、民間備蓄義務量＋民間在庫量の合計

3-3. LPガス備蓄を巡る昨今の情勢①

- 我が国のLPガス需要見通しは、今後5年間で3.0%増加。

LPガス需要見通し

(単位:千トン)	実績		実績見込み	見通し				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
家庭業務用	6,811	6,631	6,505	6,492	6,394	6,334	6,281	6,255
		▲2.6%	▲1.9%	▲0.2%	▲1.5%	▲0.9%	▲0.8%	▲0.4%
工業用	3,199	3,037	2,907	2,973	3,025	3,042	3,124	3,187
		▲5.1%	▲4.3%	2.3%	1.7%	0.6%	2.7%	2.0%
都市ガス用	1,036	1,093	1,165	1,284	1,298	1,343	1,478	1,584
		5.5%	6.6%	10.2%	1.1%	3.5%	10.1%	7.2%
自動車用	1,231	1,177	1,095	1,069	1,042	1,023	1,011	1,002
		▲4.4%	▲7.0%	▲2.4%	▲2.5%	▲1.8%	▲1.2%	▲0.9%
化学原料用	2,518	2,947	3,010	3,190	3,096	3,077	3,073	3,093
		17.0%	2.1%	6.0%	▲2.9%	▲0.6%	▲0.1%	0.7%
需要合計 (電力用除く)	14,795	14,885	14,682	15,008	14,855	14,819	14,967	15,121
		0.6%	▲1.4%	2.2%	▲1.0%	▲0.2%	1.0%	1.0%
電力用(参考)	1,546	653	301	-	-	-	-	-
需要計(参考)	16,341	15,538	14,983	15,309	15,156	15,120	15,268	15,422
		▲4.9%	▲3.6%	2.2%	▲1.0%	▲0.2%	1.0%	1.0%

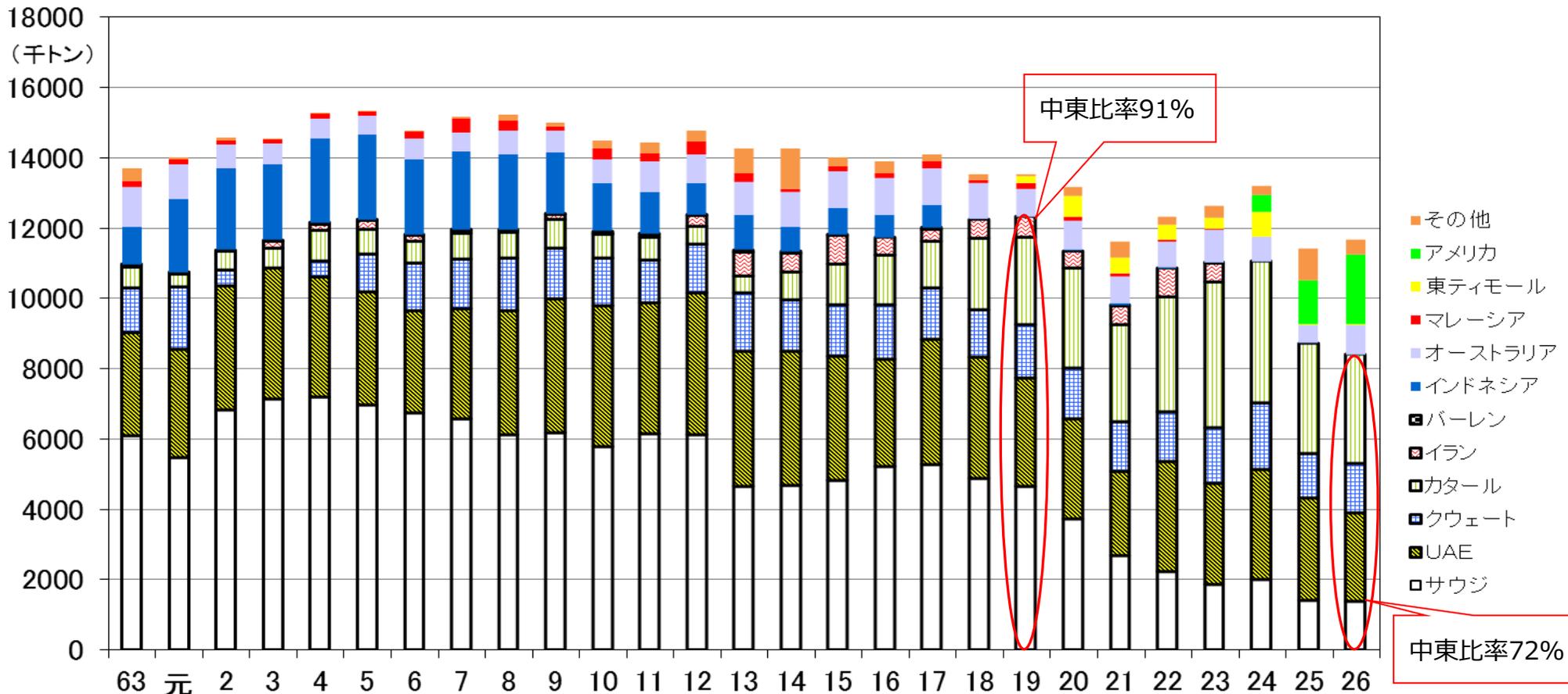
年率	全体	構成比	
		26年度	31年度
H26/ H31	H26/ H31	2014	2019
▲0.8%	▲3.8%	44%	41%
1.9%	9.6%	19%	21%
6.3%	36.0%	8%	10%
▲1.8%	▲8.5%	7%	6%
0.5%	2.8%	20%	20%
0.6%	3.0%	98%	98%
-	-	(2%)	(2%)
0.6%	2.9%	100%	100%

※「平成27年度～平成31年度石油製品需要見通し【液化石油ガス編】」（総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会石油・天然ガス小委員会石油市場動向調査ワーキンググループ資料）及び「平成27～31年度石油製品需要見通し」（平成27年4月 石油製品需要想定検討会液化石油ガスWG）より引用。

3-4. LPガス備蓄を巡る昨今の情勢②

- 近年、米国からの輸入（平成26年度は米国が17%で第3位に）に伴い、中東依存度は、ピークの平成19年度91%から平成26年度72%に低下してきたものの依然として高い。

LPガスの輸入量と中東依存度



(出所) 日本LPガス協会資料

3-5. 今年度以降5年間のL Pガス備蓄目標の考え方

(1) 目標設定の基本方針

- 国内におけるL Pガス需要は増加が見込まれ、また、我が国のL Pガス輸入における**中東依存度の高さや供給途絶リスク**を踏まえれば、**万全の備えを維持**していくべき。
- **国家備蓄**については、**150万tに積み上げ**、**民間備蓄**については、**国家備蓄を積上げ中**であること等を踏まえ、**現状の備蓄水準を保持**する。

(2) 目標設定の前提

【民間備蓄】

- 石油備蓄法令により、L Pガス輸入業者の基準備蓄量の合計は、**我が国のL Pガスの輸入量の50日分**と定められている。

【国家備蓄】

- 年間輸入量の約40日分に相当するものとして定められた**国家備蓄150万トン体制の実現**を昨年度の備蓄目標同様に**平成29年度（2017年度）**に図る。

平成27（2015）年7月 総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会 報告書
「40日分に相当する量が、現状から増大していく傾向にある点は昨年度と変わっていないことから、…
2017年度までに150万トンを着実に購入・蔵置することが重要」

※なお、来年度に策定予定の「平成28年度から32年度までの備蓄目標」の検討に当たっては、石油の国家備蓄に倣い、あらためて日数ベースでの備蓄の目標量のあり方について、審議会において検討。

3-6. 平成27年度～31年度のLPGガス備蓄目標（案）

①備蓄の数量

民間備蓄：輸入量の50日分に相当する量。

国家備蓄：平成27年度115万トン程度、平成28年度135万トン程度、平成29年度から31年度150万トン程度。

②新たに設置すべき貯蔵施設の数量

なし